

新型コロナウイルス感染症対策支援制度

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた、町民の方や事業者の方を支援するための制度をご案内します。

各種支援制度の見方

左上の個人編、事業者編を確認してください。個人編①～② 事業者編①～③

個人編①

事業者編①

個人が申請

生活支援

支援策

主な概要

主な条件等

給付

特別定額給付金

給付額: 全国すべての国民
1人につき一律10万円

①令和2年4月27日時点で鏡石町に住民票がある者
②郵送申請方式⇒令和2年5月中旬に申請書を郵送
③オンライン申請方式⇒令和2年5月1日受付開始

こちらがお問い合わせ先になります。

相談窓口

総務課
Tel.62-2117

【留意事項】

1. 支援制度情報は、各関係機関のホームページやパンフレット等を参照しており、日々更新されております。

各制度の活用にあたっては、それぞれの相談窓口へお問い合わせください。

2. 支援制度一覧については、町ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種支援制度

個人編①

支援策

主な概要

主な条件等

相談窓口

		支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口	
個人が申請	生活支援	貸付	緊急小口資金	貸付上限：10万円 (特例の場合20万円) 返済据置：1年以内 償還期間：2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	鏡石町社会福祉協議会 Tel.62-6428
		貸付	総合支援資金	貸付上限：複数 月20万円 単身 月15万円 貸付期間：原則3ヵ月以内、返済据置：1年以内 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により収入が減少して生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	
		貸付	母子父子寡婦福祉貸付	貸付限度額：月額105,000円 利子：無利子	母子（父子）福祉資金 ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（男子） ・20歳未満の父母のいない児童 ・配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童 ・母子家庭で子どもが成人した母親	福祉こども課 Tel.62-2210
		給付	住居確保給付金	給付額：33,000円～43,000円 ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職や収入の減少により失った又は失うおそれがある ②離職後2年以内かつ65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	生活自立サポートセンター 県中事務所 Tel.94-7800
		給付	特別定額給付金	給付額：全国すべての国民 1人につき一律10万円	①令和2年4月27日時点で鏡石町に住民票がある者 ②郵送申請方式⇒令和2年5月15日に申請書を郵送 ③オンライン申請方式⇒令和2年5月1日受付開始	総務課 Tel.62-2117
		料金	上下水道使用料等の支払猶予、分割納付	猶予期間：4ヶ月（最長） ※分割納付等の相談に応じる	①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、支払が困難であること 個人及び法人など感染症の影響により離職している方	上下水道課 Tel.62-2119・2348
		支援	プレミアム商品券発行事業	※地域振興対策（案） *飲食店店舗専用商品券発行 *一般店舗専用商品券発行	①令和2年4月1日時点で鏡石町に住民票がある者 ②販売時期：不要不急の外出自粛等の要請解除など小康期以降に実施 ※【注意】支援内容については今後調整、変更の場合あり	産業課 Tel.62-2118
		支援	駅前駐車場利用促進事業	緊急事態宣言に伴う令和2年4月17日～5月31日までの45日間を次回更新時に延長する。	①駅前駐車場定期利用者	総務課 Tel.62-2117
申請不要・生活支援	給付	子育て世帯へ臨時特別給付金	給付額：児童1人につき1万円	①令和2年3月31日時点での居住地 ②令和2年4月分（3月分含む）の児童手当受給者 ③所得限度額以上に該当する特例給付でない受給者 ④5月下旬に案内送付（公務員は申請が必要です）	福祉こども課 Tel.62-2210	
	配付	妊婦に対する不織布マスクの配布	不織布マスクの配布 配布数：1人につき50枚	①現在妊娠中の方及び令和2年度に母子健康手帳を交付する方	健康環境課 Tel.62-2115	
個人が申請	休業補償	助成	学校等休業助成金 (フリーランス向け)	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター Tel.0120-60-3999

個人編②

支援策

主な概要

主な条件等

相談窓口

個人が申請

税制措置等

税制	地方税の徴収猶予 「特例制度」	猶予期間：1年間 ①個人町県民税②法人町民税 ③固定資産税④国民健康保険税 ⑤軽自動車税	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ②一時に納付し又は納入を行うことが困難であること
貸付	住宅ローン控除の弾力化	住宅ローンを借りて新築・購入した住宅に期限までに入居できなかった場合にも適用を広げる	①住宅ローンを借りて住宅を新築、購入、増改築すること ②新築の場合令和2年9月末、その他の場合令和2年11月までに契約を行っていること ③令和3年12月末までに入居していること
税制	国民健康保険税減免	※減免割合を乗じて得た額の減免 令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等のうちいずれかの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 *事業収入等の減少額が前年3/10以上 *前年の所得が1,000万円以下 *減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下
税制	後期高齢者医療保険料減免	※減免割合を乗じて得た額の減免 令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②主たる生計維持者の事業収入等のうちいずれかの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯 *事業収入等の減少額が前年3/10以上 *前年の所得が1,000万円以下 *減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下
税制	国民年金保険料免除等	※所得の見込みにより ①全額免除②一部免除 ③納付猶予④学生納付特例	※新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少、相当程度の所得低下が見込まれる者 適用期間：当面、令和2年2月～6月
税制	介護保険料減免	※減免 令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているもの	①その属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の全てに該当する第一号被保険者 *事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の3/10以上 *減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得が400万円以下
助成	国民健康保険の 傷病手当金支給	※助成金 直近の3月間給与収入の合計額を 就労日数で除した金額×2/3×日数	①国民健康保険被保険者で被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 ②労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
助成	後期高齢者医療保険の 傷病手当金支給	※助成金 直近の3月間給与収入の合計額を 就労日数で除した金額×2/3×日数	①後期高齢者医療被保険者で被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者 ②労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

税務町民課 Tel62-2114
須賀川税務署 Tel75-2194 税務町民課 Tel62-2114
税務町民課 Tel62-2114
税務町民課 Tel62-2112
税務町民課 Tel62-2112
福祉こども課 Tel62-2210
税務町民課 Tel62-2112
税務町民課 Tel62-2112

個人が申請

支援措置

助成	就学援助制度 (現行制度の適用)	学用品や学校給食費と就学に必要な費用の一部を補助	町民税、個人事業税、固定資産税、国民健康保険税等免除を受けた方で、小中学校の児童生徒を就学させることが経済的な理由で困難となった保護者
支援	育英資金貸与資金の 返済猶予	猶予期間：1年間（最長）	①新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、収入が減少し、貸与資金の返還が困難と認められる場合 ②育英資金の貸与を受けた奨学生
支援	内定取消者への就職支援、 求職者支援訓練の拡充等	個別求人開拓等支援及び 求職者支援・相談	①新卒就職の内定取り消しとなった学生 ②非正規雇用で働いていた者 ③生活困窮状態に陥る可能性のある者等

教育課 Tel62-3459
教育課 Tel62-3459
福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 Tel 024-534-0466

事業者編①

支援策

主な概要

主な条件等

相談窓口

事業主が申請

休業補償

助成	学校等休業助成金 【休暇取得支援】	助成額：労働者1人 1日につき8,330円上限 助成率：10/10	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給（賃金全額支 給）の休暇を取得させた
助成	学校等休業助成金 【フリーランス】	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に伴い、こどもの 世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた
助成	雇用調整助成金 【コロナ特例】	助成額：労働者1人 1日につき8,330円上限 助成率：大企業4/5・中小企業10/10 (休業手当の60%を超える分に対して)	①経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者に対 して一時的に休業、教育訓練又は出向を行った ②新規採用者など6ヶ月未満の労働者又は雇用保険未加入の労働者も対象

学校等休業助成金・支援金
コールセンター
TEL0120-60-3999

ハローワーク須賀川
TEL76-8609

事業主が申請

資金繰り・支援措置

助成	飲食業等事業継続緊急 支援給付金	助成額：1事業者 10万円	①鏡石町内の店舗を構える事業者で、前年2月～4月の売上げが前年同 月対比で30%以上減収した者又は見込まれるもの（法人の場合、資 本金2,000万円以下）で3ヶ月以上の事業継続を行う予定者。なお、対象 要件あり。
融資	危機関連保証 【民間系・信用保証付き融資】	保証率：借入債務の100% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②セーフティネット保証4号・5号との併用可能
融資	セーフティネット保証4号 【民間系・信用保証付融資】	保証率：借入債務の100% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円	①売上高が前年同月比20%以上減少している
融資	セーフティネット保証5号 【民間系・信用保証付融資】	保証率：借入債務の80% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円	①売上高が前年同月比5%以上減少している ②特に重大な影響が生じている指定業種である ※指定業種は経産省・中企庁HPでご確認ください
融資	新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額：別枠 3億円以内（中小） 別枠 6,000万円以内（国民） 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備）/15年以内（運転）	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の 売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少している
融資	生活衛生事業者向け 新型コロナウイルス特別貸付 【政府系・無利子無担保融資】	融資額：別枠 6,000万円以内 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備資金） 15年以内（運転資金）	①生活衛生関係の事業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上 高が前年又は前々年同月比5%以上減少している
融資	旅館・飲食店・喫茶店向け 衛生環境激変対策特別貸付 【政府系・融資】	貸付額：別枠 1,000万円以内 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備）/15年以内（運転）	①旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営んでいる ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年 又は前々年同月比10%以上減少しており、今後も減少が見込まれる ③中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる
融資	商工中金・危機対応融資 【政府系・無利子無担保融資】	貸付額：3億円以内 返済措置：5年以内 償還期間：20年以内（設備）/15年以内（運転）	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の 売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少している
融資	新型コロナウイルス対策マル経融資 【政府系・無利子無担保融資】	融資額：別枠 1,000万円以内 返済措置：4年以内（設備）/3年以内（運転） 償還期間：10年以内（設備）/7年以内（運転）	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前 年又は前々年同月比5%以上減少している ②商工会議所・商工会の実施する経営指導を受けており、商工会議所・商工 会の長の推薦が必要

産業課 TEL62-2118
鏡石町商工会 TEL62-2340

福島県信用保証協会
郡山支店
TEL024-932-2769
白河支店
TEL0248-24-0156

日本政策金融公庫
福島支店（国民・中小事業）
TEL024-522-9241
郡山支店（国民事業）
TEL024-923-7140

商工組合中央金庫 相談窓口
TEL0120-542-711

日本政策金融公庫の支店
又は商工会議所・商工会

事業主が申請

資金繰り・支援措置

融資	県緊急経済対策資金（危機関連要件） <small>【民間系・信用保証付き融資】</small>	融資額：最大8,000万円	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特例中小企業者であると認められた者。	県内の金融機関 （銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
融資	県緊急経済対策資金（4号要件） <small>【民間系・信用保証付融資】</small>	融資額：最大8,000万円	①売上高が前年同月比20%以上減少している ②県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。	
融資	県緊急経済対策外的変化対応資金（危機関連要件） <small>【民間系・信用保証付融資】</small>	融資額：最大5,000万円	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②自然災害の影響により、事業活動に影響を受けている者（詳細条件あり）。	
融資	県緊急経済対策外的変化対応資金（5号要件） <small>【民間系・信用保証付融資】</small>	融資額：最大5,000万円	①売上高が前年同月比15%以上減少している ②県内に事業所を有する中小企業者であり、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。	
融資	県緊急経済対策外的変化対応資金（一般） <small>【民間系・信用保証付き融資】</small>	融資額：最大7,000万円	①売上高が前年同月比3%以上減少している ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少している	
給付	持続化給付金	給付額： 200万円以内 （法人） 100万円以内 （個人事業者） <small>※売上上の減少分を超えないものとする</small>	①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等である ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が前年同月比50%以上減少している	持続化給付金コールセンター TEL0120-115-570
給付	県休業協力金	給付額：一事業者につき 10万円 賃借物件で営業の場合： 10万円加算 複数事業所の場合： 20万円加算	①福島県内に事業所がある中小企業や個人事業主を想定 ②福島県からの休業要請に応じた場合に支給 ③休業要請になっていない飲食業などについても支給を検討する	福島県緊急事態措置コールセンター TEL024-521-8643
融資	農林漁業セーフティネット資金（農業） <small>【政府系・融資】</small>	貸付額： 1,200万円 （特例あり） 返済措置：10年以内	①新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある主業農業者等	日本政策金融公庫 福島支店（農林水産） TEL024-521-3328
融資	農林漁業セーフティネット資金（林業） <small>【政府系・融資】</small>	貸付額： 1,200万円 （特例あり） 返済措置：10年以内	①新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある林業者	
補填	肉用牛肥育経営安定交付金	(1)拋出割合生産者：国＝1：3 (2)補てん割合生産費と粗収益との差額分の9割 (3)生産者負担金肉専用種13,000円/頭、交雑種17,000円/頭、乳用種19,000円/頭	①肥育牛1頭あたりの粗収益が生産費を下回った場合に交付 ②県を範囲とする民間団体 ③肥育牛生産者（大企業要件に該当する方は除く）また、原則として、配合飼料価格安定基金への継続加入が必要	福島県畜産振興協会 TEL024-573-0515
特例	農業保険の保険料等の支払期限延長	収入保険は保健開始日から11か月延長 農業共済は品目ごとに最大令和2年9月30日まで延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等や農業共済の共済掛け金の支払いが困難であることの申し出を農業共済組合に行った農業者	福島県農業共済組合 TEL024-521-2730
補助	テレワーク導入補助金 <small>（IT導入補助金特別枠）</small>	補助額： 30～450万円 補助率： 2/3	①在宅勤務制度を新たに導入する、テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入する ②PC・タブレット等のハードを購入（レンタルも可）、ツールを購入する	一社）サービスデザイン推進協議会 TEL0570-666-424

事業主が申請

資金繰り・支援措置

支援	技能実習生等の雇用維持	新型コロナウイルス感染症の影響で解雇等された技能実習生等の再就職あっせん	①受け入れ機関が申請外国人を適正に受け入れることが見込まれること ②受け入れ機関が申請外国人に業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること ③受け入れ機関が申請外国人の日常生活等に係る支援を適切に行うこと
特例	欠損金の繰り戻しによる還付	中小企業に認められている青色欠損金の繰り戻し還付を中堅企業にも適用	①令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用
特例	工事に関する特例	①公共工事の一時中止 ②技術者配置の緩和 ③講習等の実施方法の変更	①公共工事を中止した場合の請負代金の変更や工期の見直し等を規定 ②直轄工事の中止についても①と同様、予算の繰り越しを認める ③学校休業等による影響で一時的に現場を離れることや途中交代を認める ④監理技術者講習を延期または自宅学習とする
支援	給食休止に伴う支援	①自治体に対して給食費返還費用を補助 ②農業者等へのマッチング支援	①学校設置者の自治体が保護者に給食費を返還する財源を補助 ②学校給食用に納入していた野菜・果樹等の代替販路の確保に向けたマッチングや、生乳を乳製品に仕向けることで生じる価格差を支援

- 仙台出入国在留管理局
Tel 022-256-6076
- 須賀川税務署
Tel 75-2194
- 国土交通省
Tel 03-5253-8111
- 農林水産省
Tel 03-3502-8111

事業主が申請

税制措置

税制	中小企業の設備投資税制拡充 (テレワーク対応)	デジタル化設備の取得に関して即時償却または7%の税額控除	①遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備の投資 ②控除上限額はこの制度、中小企業投資促進税制、商業・サービス売・農林水産業活性化税制における控除額との合計で登記法人税額の20%を限度
税制	寄付金控除の適用	文化芸術・スポーツイベントにの入场料の払い戻しを観客が放棄した場合、寄付金控除の対象とする	①文化庁に主催者が申請 ②文化庁が特例対象イベントであることを証明、公表 ③払い戻し請求権を放棄した観客に対して証明書が交付
税制	消費税の課税事業者選択届の変更	消費税課税期間開始後に課税選択の変更を可能とする	①前年同期比50%以上売上が減少していること
税制	契約書の印紙税の非課税	金融機関等が行う貸付の契約書について印紙税を非課税とする	①金融機関が行う貸付であること ②新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う貸付であること
税制	国税の納税猶予	猶予期間：1年 担保：不要	①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ②一時に納税を行うことが困難であること。
税制	償却資産・事業用家屋固定資産税の軽減措置	軽減措置 ①1/2（30%～50%未満の減少） ②全額（50%以上減少）	令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等 ①令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機構等の認定を受けて申告した者が適用（令和3年度課税分に限定）
税制	町税の徴収猶予 換価の猶予	猶予期間：1年 ①個人町民税②法人町民税 ③固定資産税④国民健康保険税 ⑤軽自動車税	①感染症の発生した施設で消毒により備品や棚卸資産を廃棄した場合 ②納税者等又は生計を一つにする親族が感染症に罹患した場合 ③納税者等が営む事業について、やむを得ず休業した場合、また、利益減少等により著しく損害を受けた場合
税制	県税の納税猶予	猶予期間：1年 担保：原則として必要	新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患した場合や、災害により財産に相当な損失が生じた場合など、一定のケースに該当する場合は、徴収の猶予の制度があります。

- 須賀川税務署
Tel 75-2194
- 税務町民課
Tel 62-2114
- 税務町民課
Tel 62-2114
- 県中地方振興局県税部
Tel 024-935-1235